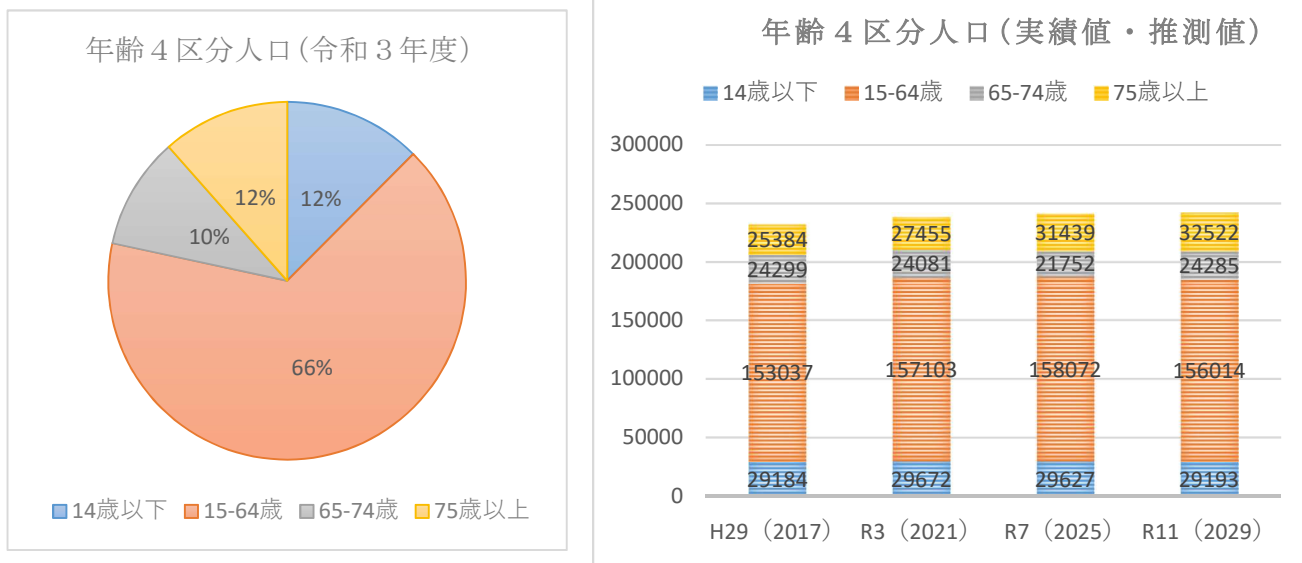


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

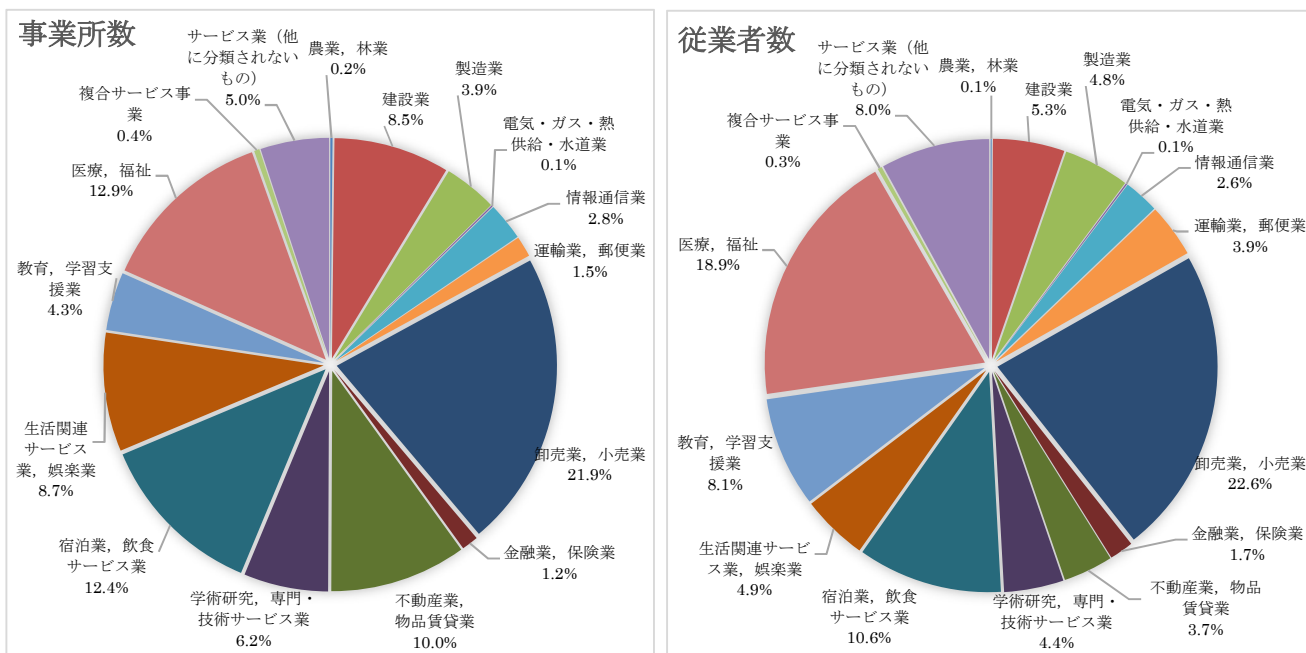
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

調布市の人口構造は下記の表のとおりで、生産年齢人口（15歳～64歳）は令和7年にかけて増加が見込まれる。（令和4年3月現在）



【資料：調布市の将来人口推計（令和4年3月）】

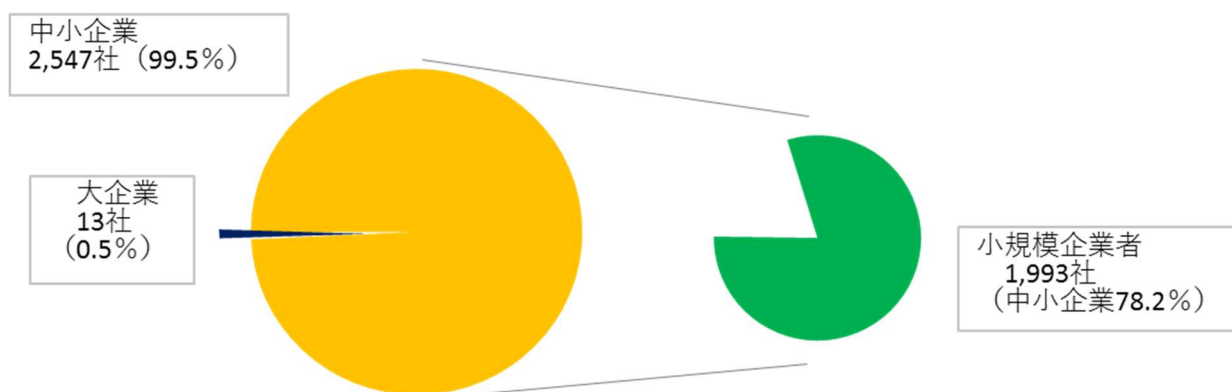
産業構造は、サービス業、小売・卸売業等の第3次産業が大きな割合を占めるが、下記の表のとおり様々な業種を含んでいる。



【資料：経済センサス活動調査（令和3年6月）】

中小企業者の実態については、市内企業の99.5%が中小企業であり、そのなかでも小規模企業者は78.2%となっている。日本全体では景気は回復傾向にあるといわれているが、大企業による牽引が大きい。今後は中小企業者に先端設備等の導入を促すことで、その生産性の向上を図ることが地域経済活性化に必要不可欠となっている。

市内の企業の約99%が中小企業であり、そのうち約78%が小規模企業者です



【資料：東京都総務局統計部産業統計課「東京の工業 経済センサス基礎調査（平成26年7月）」】

（2）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、調布市を含む多摩地域全体の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

調布市の産業は、第3次産業が中心ではあるが、幅広い中小事業者の活用を促すため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

調布市の産業は、市内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

調布市の産業は、産業構造部分で述べているとおり多岐に渡っており、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・市税を滞納している者は、対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。